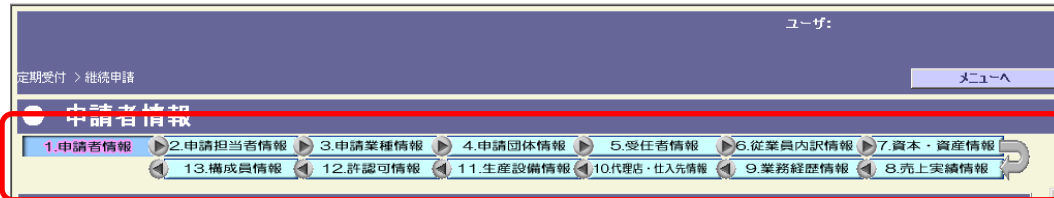


## 5 申請書入力操作における共通事項

申請書を入力する前に、申請書の各画面共通の操作について説明します。

### 5.1 申請画面タブ



申請書作成画面が13画面あるため、複数の画面を1つのウインドウ内で切り替えることができます。画面名のボタンをクリックすると、該当する画面が表示されます。

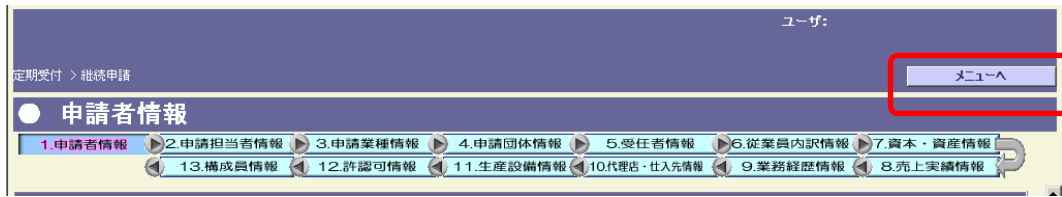
なお、次の表のとおり、申請種別によって入力が必要な画面が異なります。

画面名	申請種別による入力要否	
	新規	継続
1. 申請者情報	◎	○※
2. 申請担当者情報	○	○
3. 申請業種情報	◎	○※
4. 申請団体情報	◎	○※
5. 受任者情報	○	○※
6. 従業員内訳情報	○	○
7. 資本・資産情報	○	○
8. 売上実績情報	○	○
9. 業務経歴情報	◎	◎
10. 代理店・仕入先情報	○	○※
11. 生産設備情報	○	○※
12. 許認可情報	○	○※
13. 構成員情報	○	○※

◎…要入力画面      ○…申請内容によっては要入力画面

※直近の認定情報を申請情報として初期表示します。

## 5.2 メニューに戻る



「メニューへ」ボタンをクリックすると、入札参加資格申請メニュー画面に戻ります。

なお、申請書入力中にこのボタンを使用した場合、申請書の作成は中断され、作成中の申請書データは保存されません。

申請書データを保存する場合は、「入力内容保存」ボタンをクリックします。

## 5.3 申請書データの保存



各申請書画面の入力途中で「入力内容保存」ボタンをクリックして、それまで入力した内容を保存することができます。

画面を開いたまま何の操作も行わない状態で30分間放置すると、セキュリティのため、自動的にシステムとの接続が切断されます。

この場合、入力途中の内容が無効となってしまいますので、こまめに「入力内容保存」ボタンをクリックして入力した内容を保存することをお勧めします。

※業種区分が入力されていないと、保存することができません。

保存した申請書は、「手続済申請書修正」の「申請書選択」から修正できます。

## 5.4 申請書の送信

建設重課の保有状況	0 千円	建設工事関係 優秀技能者表彰等 受賞者	CCI神奈川技能者表彰	0 人
			神奈川県卓越技能者等表彰	0 人
			建設マスター(大臣表彰)	0 人

入力内容保存    **送信手続へ**

「送信手続へ」ボタンをクリックすると、「申請内容確認画面」が表示されます。  
申請書を確認後、「送信」ボタンをクリックしてデータを送信します。  
※入力内容を保存しただけでは、データは送信されませんので、ご注意ください。

申請書仮受付票発行

申請が受理しました

申請書名	建設工事関係優秀技能者表彰等
受付番号	0002106301
申請書類一式出力	印刷

完了

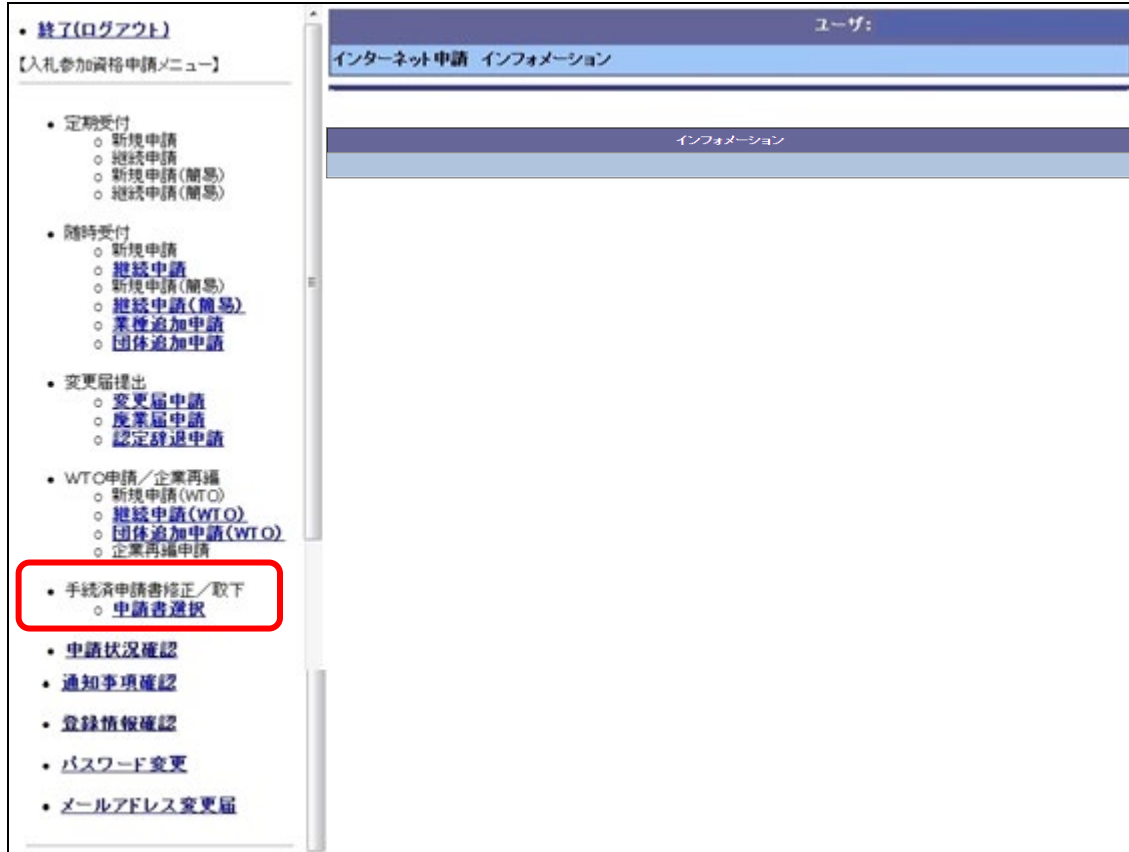
データが正しく送信されると申請書仮受付票発行画面が表示され、「受付番号」が画面に表示されます。

データの送信を行ってからしばらくすると、受け付けた旨を通知するメールが、申請者及び申請手続担当者あてに送付されます。通知メールには「受付番号」が記載されています。

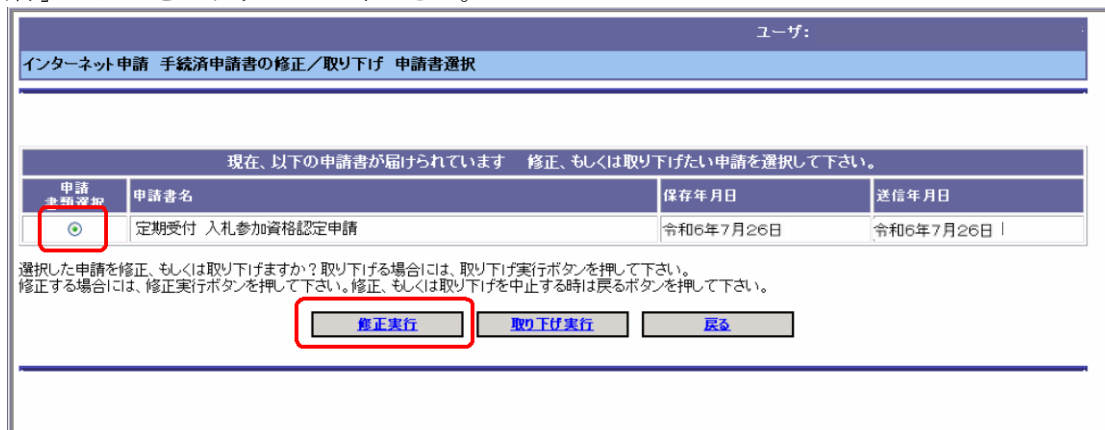
※このメールは、競争入札参加資格申請の認定をしたというメールではありません。  
競争入札参加資格は、申請書データが正しく送信され、その他の必要な書類（紙、データ）が「入札参加資格共同受付窓口」に到着した後、神奈川県が行う共通部分や、市町村等が行う固有部分についての審査が完了すると、認定されます。

## 5.5 申請書データの修正

保存した申請書データを修正するには、手続済申請書修正／取下「申請書選択」をクリックします。



申請書修正／取り下げ 申請書選択画面が表示されますので、申請書類選択欄を選択し、「修正実行」ボタンをクリックしてください。



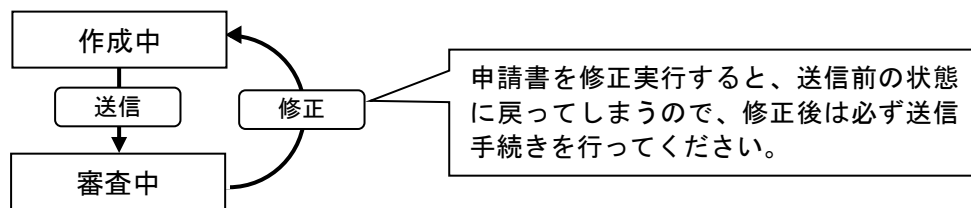
審査中（送信済み）の申請書を修正実行すると、「修正実行」をクリックした時点で、データの状態が作成中（送信前）に戻ってしまいます。そのため、「修正実行」をクリックした時は、修正後に必ずもう一度送信を行ってください。

## 5.6 送信後の状況確認

提出した申請書を確認したい場合には、「入札参加資格申請メニュー」の「申請状況確認」で確認してください。

データを送信した後、「入札参加資格申請メニュー」の「手続済申請書修正／取下」の「申請書選択」から「修正実行」を選択し入力画面を開いてしまうと、データの状態が「審査中」（送信済み）から「作成中」（送信前）に戻ってしまいます。そのため、修正実行をクリックした時は、必ずもう一度データを送信してください。

再送信していただくと、再び「審査中」になります。



## 5.7 複数の申請書を提出する場合

同じ名簿登載年度の新規申請、業種追加申請、団体追加申請、変更届等は1つの申請が認定（変更届の場合は受理）されるまで、次の申請（届出）をすることはできません。

（例）

令和5・6年度 変更届	}	同時に申請することが <u>できます。</u>
令和7・8年度 継続申請		
令和5・6年度 変更届	}	同時に申請することが <u>できません。</u>
令和5・6年度 業種追加申請		

既に申請中のデータがある場合には、「他の届出があるため申請できません。」というメッセージが表示されます。

審査中の申請（届出）が認定（手続終了）となってから、次の申請（届出）を行ってください。